

令和5年8月10日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市健康こども部
健康課長 久保田 芳典

令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金の
支払い遅延に伴う延滞金の発生について

このたび、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金の支払い遅延に伴い、延滞金の支払いが必要となった事案が発生いたしましたので、お知らせします。

1 事案の概要

令和2年度から実施している新型コロナウイルスワクチン接種事業は、市町村が支弁する接種費用（主に医療機関等への接種委託料、医師や看護師等への報酬等）として、ワクチン接種等の実施に対して国が定める基準額に、接種の見込み回数を乗じて積算した金額を「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金（以下「国庫負担金」という。）」として国に交付申請し、概算払いにより交付を受け、事業を実施します。

概算払いを受けた国庫負担金は、実際にワクチンを接種した回数に基づく年度ごとの実績報告によりその金額が確定し、過交付分の返還又は不足分の追加交付が行われます。

本市の令和3年度事業では、ワクチン接種回数が見込みよりも少なかったことから、概算交付額よりも実績額が少なくなり、6,171,121円の返還金が発生しました。

国庫負担金返還金の納期限は、令和5年6月14日となっておりますが、健康課担当者（以下「担当者」という。）は返還が発生しないものと誤った認識をしていたことから返還手続きが行われておらず未納となり、県からの指摘を受けて、令和5年7月26日に返還を行いました。しかし、納期限を過ぎていることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定により、延滞金（損害賠償額）の支払いが必要となりました。

2 国庫負担金返還金の納付遅延に伴う延滞金の額

① 令和3年度国庫負担金概算交付額	146,978,722円
② 令和3年度実績報告による確定額	140,807,601円
③ 令和3年度国庫負担金返還額（①-②）	6,171,121円
④ 延滞金の額（損害賠償額）	77,756円
（延滞金の計算式 6,171,121円 × 10.95% × 42日 / 365日）	

3 主な経緯

- 令和4年5月20日 令和3年度の国庫負担金実績報告を岐阜県感染症対策推進課担当者（以下、「県担当者」という。）に提出。
- 6月15日 県担当者から国庫負担金実績報告値について確認依頼あり、担当者は「金額に誤りなし」と回答。
- 令和5年3月27日 県担当者から「国庫負担金の額の確定通知及び概算払通知について」通知。担当者は返還金が生じないと思い込んでいたため、通知に関しては回覧等の事務処理を実施していない。
- 4月19日 県担当者から「国庫負担金に係る納入告知書の発送について」通知返還金に係る納入告知書が近日中に発送される旨明記あり。その後、納入告知書の到達に関しては確認できていない。
- 7月14日 県担当者から国庫負担金返還金（令和3年度分）の未納及び延滞金発生について電話連絡あり。
- 7月18日 県担当者に国庫負担金返還金納入告知書の再発行を依頼。
- 7月26日 国庫負担金返還金納入告知書により、国庫負担金返還金を納付。
- 8月4日 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、専決処分を行い、同日、延滞金納入告知書により、延滞金の納付に係る支払い処理を実施。

4 今後の対応

① 再発防止について

健康課宛の通知文書や電子メール等について「行政文書規程」に基づき適正に取り扱うとともに、健康課長による業務進捗管理チェック体制の強化などにより、確実な事務の執行及び会計処理を徹底し、業務の遂行に万全を期してまいります。

② 処分について

当該事業に関する職員に対する処分は、その対象や範囲、内容等について、今後、懲戒等審査委員会において審査されます。

【問合せ】

健康こども部健康課

課長 久保田 芳典

電話：0574-66-1360